

『伊東市ごみ集積所整備費補助金』申請の流れ

- ① 町内会・自治会等で補助金申請のための申請箇所の選定を行う。



- ② 町内会・自治会等は、集積所を整備する箇所について、防除ネット及び集積箱の設置箇所の地図を作成し、伊東市役所環境課美化推進係に事前相談する。

なお、集積箱を設置する場合にはその設置箇所の地図を参考に補助申請前に事前協議（補助要綱第6条）を行う。

★ 伊東市ごみ集積所整備費補助金交付申請様式により申請書を作成する。



- ③ 『伊東市ごみ集積所整備費補助金交付申請書』を提出する。



- ④ 提出された伊東市ごみ集積所整備費補助金交付申請書の審査後、『補助金交付額決定通知書』を申請者に送付します。

（同封される書）

- ・請書（通知が届いたら速やかに環境課へ提出する）
- ・伊東市ごみ集積所整備費補助金更正(変更、中止)申請書
（補助金申請内容に変更等が生じた場合に環境課へ提出する。）
- ・伊東市ごみ集積所整備費補助金完了届
（補助事業が完了したら速やかに環境課へ提出する。）
- ・請求兼領収書 ※必ず振込口座の通帳の写しを添付してください。
（完了届と同時に補助確定額を支払うために必要な請求書を環境課へ提出する。）



補助事業に変更が生じた場合には完了届を提出する前に『伊東市ごみ集積所整備費補助金変更承認申請書』を提出し、伊東市ごみ集積所整備費補助金更正決定を受ける必要があります。



- ⑤ 補助事業が完了後に『伊東市ごみ集積所整備費補助金完了届』を環境課へ提出する。



- ⑥ 完了届を環境課で審査後、『補助金等の確定通知書』を申請者へ通知する。



- ⑦ 補助確定額を指定口座に振り込みます。